

公立大学法人公立諏訪東京理科大学(仮称)の概要(案)

各事業年度における業務の実績、中期目標に係る事業報告書を組合議会に報告しなければならない《地独法28条5項・29条2項》

定款の変更、業務方法書、中期計画の認可・変更・終了時の検討、財務諸表の承認、剰余金・積立金の承認等は、評価委員会の意見を聴かなければならない《地独法8条4項、22条3項ほか》

